

## II. 支援のメニュー

### 1. 進学に対する経済的支援の全体像

進学費用が必要になる時期や家庭の状況に応じて、さまざまな経済的支援制度があります。

用途や利用条件に応じて、どの制度を利用するか、いくつかの制度を組み合わせるか、事前によく調べて申し込む必要があります。

主な経済的支援制度は4種類 ～減免・給付型奨学金・貸与型奨学金・教育ローン～

#### 減免制度

- ・各大学で実施
- ・受験料、入学料、授業料が対象
- ・本人が申し込み
- ・返還の必要なし
- ・所得制限あり
- ・成績に基づく「特待生」型あり
- ・出願時や入学前に申請期限あり

#### 給付型奨学金

- ・日本学生支援機構や各大学、民間などで実施
- ・学費全般が対象
- ・本人が申し込み
- ・返還の必要なし
- ・所得制限あり
- ・日本学生支援機構の給付型は、進学前に申請

#### 貸与型奨学金

- ・日本学生支援機構や各大学などで実施
- ・学費全般が対象
- ・本人が借り入れる
- ・返還の必要あり
- ・無利息(返還額 = 借入額)と  
利息付き(返還額 = 借入額 + 利息)あり
- ・所得基準、成績基準が緩やか
- ・日本学生支援機構の貸与型は、高校在学中に予約申請が可能

#### 教育ローン

- ・日本政策金融公庫や銀行などで実施
- ・学費全般が対象
- ・保護者が借り入れる
- ・返還の必要あり
- ・利息付き(返還額 = 借入額 + 利息)
- ・保護者に一定の収入が必要
- ・受験前や入学前でも借入可能

## 2. 主な経済的支援の概要

### 減免制度（受験料・入学料・授業料）

「減免」とは、本来納めなければならない費用の「減額」もしくは「免除」のことです。

減免の対象となるのは、主に各大学に納める受験料や入学料、授業料です。

減免制度を利用したい場合は、本人が、各大学（入試課や学生支援課といった担当課があります。）に申請書類を提出します。

【一般的な例】

区分	申請先	申請時期
受験料	各大学の入試課	出願手続き時
入学料	各大学の学生支援課	入学手続き時
授業料	各大学の学生支援課	4月第1週頃

**ポイント** 申請期間が限られているので注意が必要。

減免制度の一番の特徴は、将来返還する必要がないことです。

特に国公立大学では、ほとんどの大学に経済的困難者向けの減免制度がありますが、審査の結果、授業料全額が免除になる場合と、半額免除になる場合があります。また、対象者が多い場合には、基準を満たしていても減免が認められないことがあります。

また、減免が認められない場合にも、入学料・授業料の納入時期を延期したり（「延納制度」）、納入金額を分割したり（「分納制度」）できる制度があります。

**ポイント** 減免は返還不要。ただし所得・成績などの条件が厳しい。  
減免が認められない場合に備えて「延納」や「分納」の検討も必要。

入学料や授業料の減免は、入学後まで審査結果が決定しないことが一般的です。まずは希望する大学の減免制度を調べ、申込みの準備をしたうえで、そのほかの経済的支援制度との併用を検討することをおすすめします。

**ポイント** もっと詳しく知りたいときは

- ① 各大学のホームページで検索  
検索ワード：「受験料」、「入学料」、「授業料」と「免除」など
- ② 各大学の入試課・学生支援課などに直接電話で問い合わせ
- ③ 検索ページの活用  
日本学生支援機構ホームページ内「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku\\_dantaiseido/index.html](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html) など

## 給付型奨学金

「給付型奨学金」とは、大学で学ぶための費用としてお金が与えられる制度です。よって、減免制度と同じく返還不要であることが特徴です。

「給付型奨学金」は、授業料等の納付を免除する減免制度とは違い、実際に現金が支給される制度です。

**ポイント** 給付型奨学金は、現金支給。返還不要。

平成29年度から新たに、国（日本学生支援機構）の給付型奨学金が始まりました。

日本学生支援機構の給付型奨学金は、進学前の申込みのみの受付となっているので、希望する人は申込み時期に気を付けてください。

（日本学生支援機構奨学金の詳細について、詳しくは16ページから25ページを参照してください。）

**ポイント**

- ・各制度の申請時期を要確認
- ・対象人数や所得・成績などの条件が厳しい場合も多いので注意を。

給付型奨学金は、私立大学を中心に各大学でも実施されており、成績優秀者に対する学費の給付制度や、有志の寄付などを活用した、経済的困難者向けの給付制度が実施されています。

また、制度の数は限られていますが、民間団体による給付型奨学金制度も増えてきています。給付対象に特徴がある場合が多く、専門分野を学ぶ学生や、特定の職業を目指す学生に対し学費を給付するものなどがあります。

埼玉県では、医師（県内出身かつ県外大学医学部卒業生）を対象に、県内の公的医療機関での勤務を条件に貸与型の奨学金の返還を免除する（実質的に返還が不要になる≒給付型）制度を実施しています。

その他にも、（公財）埼玉県国際交流協会では、海外留学を対象とする給付型の「埼玉発世界行き」奨学金制度も実施しています。

**ポイント**

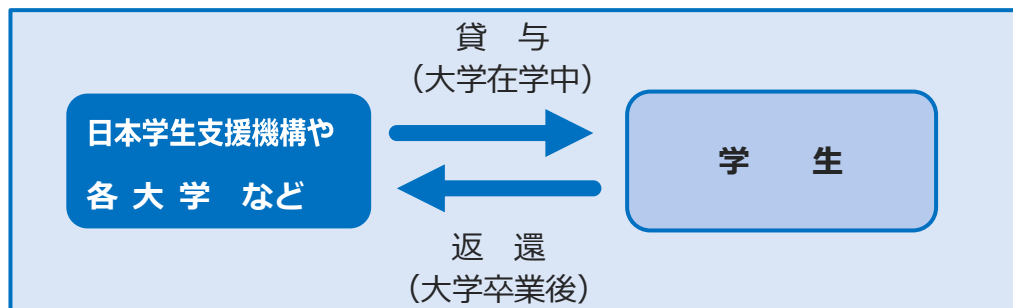
もっと詳しく知りたいときは

- ① 各大学のホームページで検索  
検索ワード：「奨学金」、「給付」など
- ② 各大学の学生支援課などに直接電話で問い合わせ
- ③ 検索ページの活用  
日本学生支援機構ホームページ内「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku\\_dantaiseido/index.html](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html) など

## 貸与型奨学金

「貸与型奨学金」とは、大学で学ぶための費用として、本人がお金を借りる制度です。借りた奨学金は、将来、本人が返還しなければなりません。

大学卒業後に10年から20年の長い期間をかけて返還していくため、減免制度や給付型奨学金と違い、利用にあたっては慎重な検討が必要です。



貸与型奨学金の特徴は、所得や成績などの条件が比較的緩やかで、対象人数が多いことです。また、将来的に返還が必要ではありますが、1人当たりが利用できる金額も比較的高く、学費全般に使える場合も多くなっています。

**ポイント** 貸与型は貸与金額や対象人数が多い。ただし、将来に渡って返還が必要。

貸与型奨学金には、借りた金額だけ返せばよい「無利子（無利息）型」のもの、借りた金額に利子（利息）を上乗せして返さなければならない「有利子（利息付き）型」のものがあります。

また、貸与型であっても、実際に奨学金が手元に届くのは大学入学後の場合が多いため注意が必要です。

### 『無利子』

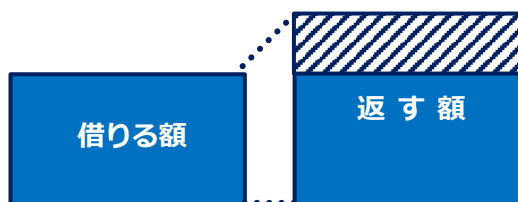
$$\text{借りる額} = \text{返す額}$$



### 『有利子』

$$\text{借りる額} + \text{利子} = \text{返す額}$$

利子を上乗せ



**ポイント** 貸与型は「無利子」と「有利子」の違いや、入金される時期に注意。

現在、大学生向けの貸与型奨学金で最も大規模に実施されているものは、「日本学生支援機構」の奨学金です。日本学生支援機構の奨学金には、「第一種奨学金(無利子)」と「第二種奨学金(有利子)」があり、それぞれ借りられる条件や金額が異なります。(→詳しくは16ページから25ページ参照)

**ポイント** 日本最大規模の奨学金事業を実施しているのは「日本学生支援機構」。

## 教育ローン

「教育ローン」とは、大学にかかる費用として金融機関（銀行など）からお金を借りる制度です。貸与型奨学金と同じく、将来返還が必要です。

貸与型奨学金と教育ローンの大きな違いは、奨学金は本人がお金を借りる制度であるのに対し、教育ローンは保護者がお金を借りる制度である点です。

このため、教育ローンは「有利子（利息付き）」が一般的で、奨学金よりも比較的高い利率が設定されています。また、借入時には金融機関による収入状況等の審査が行われます。

一方で、多くの教育ローンでは随時申込みを受け付けており、奨学金よりも比較的早い時期に借りられるといった特徴もあります。この特徴を生かして、大学受験から奨学金が入金されるまでの間、一時的に教育ローンを利用するという方法もあります。

### ◎日本学生支援機構奨学金と教育ローンの違い

	日本学生支援機構奨学金	教育ローン（例：国の教育ローン）
借りる人	本人	保護者
返還する人	本人	保護者
申込窓口	在学する学校	金融機関
審査基準	保護者の収入が一定額以下 学業成績	保護者の収入が一定額以上
貸与の方法	毎月定額	契約が成立次第、一括
利息	在学中は無利子	貸付と同時に発生
返還開始	卒業後	借りた翌月から
利率 (平成30年1月現在)	利率固定方式 年0.27% 利率見直し方式 年0.01%（上限3%）	固定金利 年1.76%

現在、多くの金融機関で保護者向けの教育ローンが取り扱われていますが、金利や貸付条件がさまざまなことから、利用にあたっては十分な比較検討が必要です。

なお、日本政策金融公庫では、国の出資を受け、民間の教育ローンよりも比較的低い金利で「国の教育ローン（教育一般貸付）」という貸付制度を行っています（詳細は次ページ参照）。

また、一般的な教育ローンとは異なりますが、各市町村の社会福祉協議会には「教育支援資金」の貸付制度があり、奨学金や教育ローンでは必要な資金を借り受けることが困難な低所得世帯に限定した貸付けを行っています。

### ポイント

教育ローンは、本人ではなく保護者が借り入れる制度。  
利率は比較的高いが、奨学金が入金されるまでの一時的な利用方法もある。

## ◎ 日本政策金融公庫「国の教育ローン」（教育一般貸付）の概要

融資限度額	子供1人につき350万円以内 ※外国の短大、大学、大学院に1年以上在籍する資金として利用する場合は、450万円以内					
返済期間	15年以内 ※交通遺児家庭 or 母子家庭 or 父子家庭 or 世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年以内					
金利	年1.76%固定金利（平成30年1月末現在） ※母子家庭 or 父子家庭 or 世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は年1.36% ※金利は金融情勢により変動します。					
使いみち	学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料、交通費など）、住居にかかる費用（敷金・家賃など）、教科書代、パソコン代、通学費用、留学費用、学生の国民年金保険料など					
対象となる方	融資対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次に該当する方					
	子供の人数	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯年収（所得） の上限額	790万円 (590万円)	890万円 (680万円)	990万円 (770万円)	1,090万円 (860万円)	1,190万円 (970万円)
問い合わせ先	教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）、03-5321-8656） または最寄りの支店（国民生活事業）					

## ◎ 社会福祉協議会「教育支援資金」の概要

貸付内容	就学支度費（入学費用） 50万円以内 教育支援費（就学費用） 月65,000円以内
返済期間	20年以内
金利	無利子
使いみち	就学支度費：入学費、教科書代その他入学に必要と認められる経費 教育支援費：授業料等の学校納入金、通学費その他就学に必要なと認められる経費
対象となる方	大学等に就学する者がいる低所得世帯 所得要件あり（他の制度で借入が困難な場合のみ対象）
問い合わせ先	各市町村の社会福祉協議会 ※埼玉県社会福祉協議会HP <a href="http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/">http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/</a>